

會學濟經學大國帝都京

叢論經濟

號三第 卷三十二第

行發日一月九年五十正大

論叢

消費税に於ける砂糖税の地位・教授 法學博士 神戸 正雄
 徳川幕府の財政について 教授 經濟學博士 木庄榮治郎
 酒税の轉嫁を論ず 助教授 法學士 汐見 三郎

時論

英國炭坑國有問題 教授 法學博士 河田 嗣郎
 輸出信用保險制度創定の提案 教授 經濟學博士 小島昌太郎

說苑

農奴解放後^{に於ける}露西亞の土地問題 經濟學士 吉川 秀造

雜錄

英吉利の商工立國政策 助教授 經濟學士 八木芳之助
 造船船工場に於ける公傷率 彦根高等商業學校 教授 經濟學士 岡崎 文規
 獨逸の勞働者銀行 教授 經濟學士 楠見 一正
 失業と物價の變動 經濟學士 菊田 太郎

法令

林業共同施設獎勵規則・自作農創設維持補助規則・乳肉卵共同處理獎勵規則

酒税の轉嫁を論ず

沙 見 三 郎

第一 租税轉嫁の研究

國家が租税を徵收するに當り、其租税を何人が納付し何人が負擔するかにより二つの異りたる關係が成立する。一は、租税を支拂つた人が同時に租税を負擔する場合であつて、他は、租税を支拂つた人と租税を結局負擔する人とが別人である場合である。この二つの場合の中で前者にありては、納税者 (Steuerzahler) が同時に擔税者 (Steuerträger) であるから、問題が單純である。然し後の場合に於ては、租税が納税者から擔税者に轉嫁せられるのであるから、茲に極めて複雑なる現象を生ずるのである。更に租税の轉嫁の起る場合に於ても、それが立法者によつて豫期せられてゐる事もあり (gewollte Überwälzung)、又豫期に反して行はるゝ事 (unbeabsichtigte Überwälzung) がある。そして本來立法者の意思に基き租税を負擔すべき人即ち擔税指定者 (Steuerdestinatar) が私經濟上何等かの手段を用ひて租税を他人に轉嫁する場合が最も解決に困難である。私の研究せんとするのは、轉嫁の行はるゝ場合殊に立法者の豫期に反して轉嫁の行はるゝ場合である。

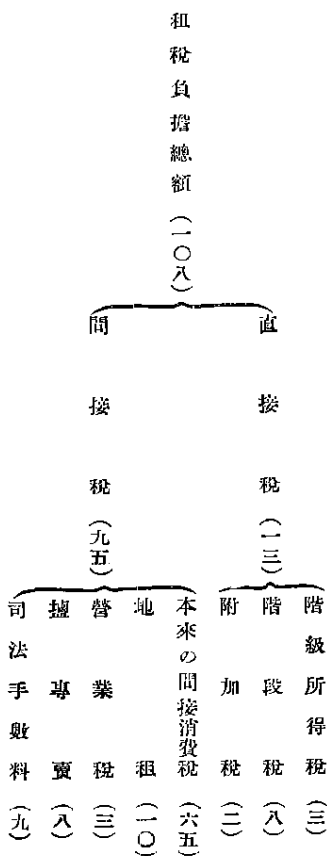
租税の轉嫁については、種々の研究方法が試みられてゐる。Kaizl, Seligmanの書物、神戸博士、小川博士、土方博士の研究の如きは、轉嫁の理論的説明の上に於て大いに資する所があつた。然し、此等の理論的説明は、實證的研究によつて力づけられ、又は訂正せられねばならぬ。蓋し租税轉嫁の體様は、其時、其所の社會及び經濟事情により様々の姿を示し、一樣に律し難いからである。これ、租税轉嫁に關し己に貴重なる理論的研究あるに拘らず、否これあるが故に、統計數字に基ける實證的研究を志す所以である。²⁾

租税轉嫁の統計的研究を試みるとして、茲に問題となるは、それに附せらるゝ意味である。所謂、租税轉嫁の統計的研究に性質の異つた二つの種類を發見する事が出来る。第一は、かくかくの租税は、かくかくの轉嫁をするものなりと云ふ事を定め置き、その推定せられし轉嫁の結果を數字的に示したものである。第二は、かくかくの租税は、かくかくの場合に果して轉嫁するものなりや、又轉嫁するとしても如何なる體様をとるやを統計的に調べたものである。第二の研究が前提となつて第一の研究が成立する譯である。

第一の、租税の轉嫁を先づ假定し、その轉嫁の程度を數字に示さんと試みたものは Ferdinand Lassalle³⁾である。彼の説によれば、殆んど凡ての租税は支配階級が被支配階級に轉嫁するものである、本來の間接消費税然り、營業税然り、司法手数料然り、地租亦然りと云ふのである。かく考へれば、プロイセンの當時の租税收入の約九割は被支配階級の負擔する所となつてくる。試みに彼の計算を示せば、次の如くである。

- 1) Kaizl; Die Lehre von der Ueberwälzung der Steuern. Seligman; The Shifting and Incidence of Taxation. 神戸博士; 財政學要論 231-243頁、小川博士; 租税論 205-261頁、土方博士; 財政學の基礎概念 331-461頁。
- 2) Lotz; Finanzwissenschaft S. 221. Einige Ergebnisse der Steuerüberwälzungslehre für die Steuersystematik (Zeitschrift für Volkswirtschaft, Sozial-

一八五五年に於けるプロイセンの租税負擔(單位百萬ターラー)



彼は、此意味に於ける轉嫁の統計的分拆より出發し、極力間接税を斥けてゐる。曰く「間接税は直接税と異り非常に不公平である。蓋し或人の二十倍、五十倍、百倍の富を有してゐた所で、鹽、パン、肉を消費し、麥酒、葡萄酒を飲用し、燃料を使用する事が、決して其人の二十倍、五十倍、百倍に上らないからである」。Lassalleの考へ方は、後代の研究に可なりの影響を與へたのである。尙、Lassalleと相前後して同様の研究を發表せし Ernst Engel、其他に「Ernst Neumann, Paul Mombert, Wilhelm Gerloff」の名を擧げる事が出来る。

然し立法者が豫期し學者の推定せる如き轉嫁の現象は、果して其儘に行はれるのであらうか。思ふに租税の徴收は、云はゞ國民經濟に一つの石を投じた様なものである、その影響する所が納税者のみに止まるか、又は擔税指定者に止まるかは、特定の場合の複雑なる要素により決定せら

politik und Verwaltung 1910. S. 562)
 3) Lassalle; Arbeiter=Programm 1874. Die indirecte Steuer und die Lage der arbeitenden Klassen 1874.
 4) Engel; Die Productions- und Consumtionsverhältnisse der Königreichs Sachsen. S. 28-31. Neumann; Zur Gemeindesteuerreform in Deutsch-

れるのである。果して然りとせば、轉嫁を前提とする第一の研究に先立つて、特定の租税が轉嫁するや否や、而してその轉嫁の體様如何の問題を解決せねばならぬ。更に進んでは、立法者の豫期せる轉嫁を妨ぐる事情ありとせば、其等の事情の性質を明かにしその影響を調べる必要がある。此種の研究として歴史的に有名なものに Georg Schanz 及び E. Laspeyres を擧げる事が出来る。後者は我國にも土方博士及び阿部教授を通じて紹介せられてゐる。尙 J. Conrad, Carl Hager, Josef Dietschke, Leo Petritsch, Hermann Fitz, Karl A. Lange の研究も云はゞ此系統に屬するのである。私の扱はんとするのは、恰も租税轉嫁に關する第二種の統計的研究である。

或種の租税が轉嫁するや否や、而して轉嫁の程度如何と云ふ問題は、其當時の經濟事情及び社會事情を明かにする事によつて解決せられるのである。従つて歐洲にて轉嫁せし租税が我國に於て轉嫁せざる事もあり得べく、更に、或時代にては前人 (Vormann) より後人 (Nachmann) に進轉 (Fortwälzung) せし租税が他の時代にては逆に後人より前人に逆轉 (Rückwälzung) するが如き事も、又更轉 (Weiterwälzung) 消轉 (Abwälzung) 償却 (Amortization) の諸現象を其時々に呈するが如き事も考へ得られるのである。更に轉嫁が問題とせらるゝ、租税それ自身の内容も轉嫁の體様に影響を及ぼすのである。麥酒税にしても、國税として全國に一樣に行はれるか又は一地方に限局せられるか、従量税か従價税か、累進税か比例税か、原料課税か生産課税かの諸事情により、轉嫁の内容が異らざるを得ない。従つて此種の研究に於て外國の研究方法を參考にする事は必要であるが、歐洲諸國の研究の結果を其儘鵜呑みにして我國に移植してはならないのである。

land S. 255-263 Mombert; Die Belastung des Arbeitereinkommens durch die Kornzölle. 土方博士; 稿本租税論講義 384-390頁、抽稿; 生計調査より觀たる租税負擔 (本誌第二十一卷第五號)

5) Schanz; Zur Frage der Ueberwälzung indirekter Verbrauchssteuern auf Grund des bayerischen Malzaufschlags. (Jahrbuch für Gesetzgebung,

我國に於ける最も有力なる租税にして且つ轉嫁の問題の中心となるのは酒税特に清酒造石税である。以下、我國の酒税特に清酒造石税につき、その轉嫁の實證的研究を試みるのである。

第二 酒税轉嫁の諸過程

全國の清酒釀造高は、最近數年間常に五百萬石以上に上つてゐる、清酒一石の價格を百圓と定めると五億圓以上の生産高が達觀的に考へられるのだから、清酒釀造業が我國重大産業の一たる事は疑ひ得ないのである。清酒釀造業は我國の大産業の一たるに止まらず、財政上にも重要な意義を有してゐる。明治二十九年三月の酒造税法は其後幾變遷を遂げたのであるが、清酒造石高一石につき次の如き従量税率を採用してゐる。

第一表 清酒造石税の税率

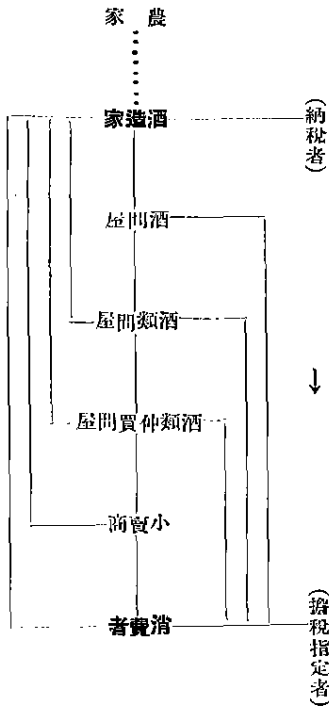
明治三十四年十月以降	拾四圓七拾錢 (拾五圓但し淨引減量百分の二)
明治三十七年四月以降	拾五圓拾九錢 (拾五圓五拾錢但し淨引減量百分の二)
明治三十八年一月以降	拾六圓六拾七錢 (拾七圓但し淨引減量百分の二)
明治四十一年三月以降	拾九圓六拾錢 (貳拾圓但し淨引減量百分の二)
大正七年四月以降	貳拾壹圓八拾五錢 (貳拾參圓但し淨引減量百分の五)
大正九年八月以降	參拾壹圓參拾五錢 (參拾參圓但し淨引減量百分の五)
大正十一年四月以降	參拾圓六拾九錢 (參拾參圓但し淨引減量百分の七)
大正十五年四月以降	參拾七圓貳拾錢 (四拾圓但し淨引減量百分の七)

Verwaltung und Volkswirtschaft 1882. S. 563-603) Laspeyres; Statist. Untersuchungen zur Frage der Steuerüberwälzung (Finanzarchiv 1901 S.46-282) 土方博士; 財政學の基礎概念 338-341頁、阿部教授; 財政學 191-194頁

6) Comad; Der deutsche Getreidezoll und der Getreidepreis (Jahrbücher für N. u. S. 1881 S. 269-285) Hager; Die Ueberwälzung der Zuckersteuer

而して、清酒造石税を中心とする酒税の収入は、——大正七、八、九、十、十一の五年を除き——常に我國租税收入の首位を占め、現に大正十五年度豫算には二億餘圓の税額が計上せられてゐる。この財政上經濟上重要なる清酒業を諸過程に分ち、酒税轉嫁の關係を明かにしたいのである。

清酒造石税の課税物件は清酒であつて、その納税者は酒造業者、擔税指定者は清酒の消費者である。従つて清酒造石税の轉嫁關係を見るに當り、酒造業者なる人が、清酒なる物を通じて、他の私經濟と如何なる流通關係に立てりやが中心問題となつて來る。酒造家を中心として、流通經濟の前人として考ふべきは農家であつて、後人は問屋、仲買商、小賣商、消費者である。納税者たる酒造家及び擔税指定者たる消費者のみを中心とし、其關係の一を圖示せば次の如くである。



1893. Dierschke; Progressive Besteuerung des Grossbetriebes bei einigen Verbrauchssteuern 1903. Petritsch; Zur Lehre von der Ueberwälzung der Steuern 1903. Fitz: Die Weinststeuer 1908. Lange; Wirkungen des bayerischen Malzaufschlaggesetzes vom 18. März 1910. 1916.

酒造家が農家から米を買入れ、此を主要原料として清酒を造るのは、云はゞ生産過程に屬するのである。之に反し、清酒が酒造家を離れて、直接に消費者の手に、又は他の酒造家、問屋（東京にては酒問屋及び酒類問屋）、仲買、小賣商の一人又は多數を通じて間接に消費者の手に入るのである、流通過程が此である。この生産、流通の兩過程に關連して轉嫁を論ずる事が出来る。

清酒造石税が、その納税者にして且つ前人たる酒造家より前方に轉輾し、遂に後人にして擔税指定者たる清酒消費者の負擔に歸着するのが、立法者の豫期せし轉嫁である、云はゞ清酒造石税の轉嫁の理想型がこれである。然れども轉嫁の此理想なるものは、現實には決して其儘に行はれるものではなく、種々の條件に支配せられ且つ攪亂せられるのである。特に清酒造石税の場合に於て理想型に多くの條件を附せねばならぬのは、その轉嫁が單純なる轉嫁にあらずして、更轉なるが故である。前掲の圖表の示す如く、擔税者たる酒造家と擔税指定者たる消費者との間に於て、第三者が租税徴收の仲介者 (Vermittler der Steuereinzugs) として加入し、各人の關係が或は生産過程に於て又は流通過程に於て大に交錯してゐるのである。かくて清酒造石税の轉嫁の理想型たるものは隨所に破られ幾多の條件を附せられざるを得なくなるのである。

租税轉嫁の理想型たるものが果して如何にして破られてゐるかを調べる爲めには、清酒造石税の場合が最も適當なる例を示してゐるのである。清酒の流通過程と生産過程との二つの場合を分ち、清酒造石税の轉嫁の體様を明かにしたいのである。

第三 轉嫁と生産過程の一

酒造家は農家より米を買入れ、此を主要原料として清酒を醸造し、同時に酒税を負擔し、更にこの清酒に適當なる包装を施して市場に賣り出すのである。故に酒造税の轉嫁があり得る爲めには、少くとも原價に正常利益を加へ、それに酒造税を算入したものが、酒造家の賣り出す清酒の價格でなければならぬ。然るに、この正常の轉嫁なるものは往々にして紊されるのである。轉嫁と生産過程として論ずる所は恰も此徑路である。

生産過程に於ける轉嫁の障害を知るが爲めには、先づ清酒の原價計算を行ふ必要がある。蓋し特定の場合に轉嫁が充分行はれざりしか、又は轉嫁以上に尙利益を收めたりしかの問題は凡て原價を標準として決定せられるからである。清酒の原價を計算するに際し、先づ清酒そのもの、元附を調べ、次に包装費其他の附帶費をも考慮に入れる事とする。本項にて扱ふ所は元附である。試みに、清酒の生産費を伏見及び灘について調べると、第二表を得る事が出来る。調査用式及び調査目的はそれぞれ異つてゐるが、概念だけを得る爲めには充分であらう。

第二表 大正十三酒造年度清酒一石原價計算表

(イ) 伏見 (酒造家の調査)		(ロ) 灘 (稅務署の調査)	
支出の部	原 料	支出の部	原 料
	三・六 ^円		米
			三・六 ^円
			(白米一石當り等・五)

(イ) 伏見

支出の部	酒 税	三〇・六九
	燃料費	一・六三
	電力費	〇・三三
	精米給料	〇・五
	藏給料及給與	三・四
	賄費	〇・六
	家屋修繕費	一・二
	器具修繕費	一・六
	營業費	二・六
	雜費	〇・四
	火災保險料	〇・三
計		五・六
収入の部	酒 代	一・六
	小 米 代	〇・五
	空 俵 及 細 代	〇・三
	糠 代	〇・八
計		三・二
差引原價		三・八

(ロ) 灘

支出の部	諸 公 課	三・〇	(酒造税、所得税、營業税及附加税等)
	材 料 費	七・四	(種麴、罐代、サルチル散、酒精、水代、樽代等)
	燃 料 費	一・三	(石炭及燐炭代等)
	動 力 費	〇・三	(精米動力及電燈料等)
	工 費	三・六	(藏入給料、食料費及手當)
	修 繕 費	〇・八	(建物、器具修繕費)
	消 耗 費	〇・五	
	通 信 運 搬 費	〇・五	
	荷 造 費	〇・三	
	諸 給 與	〇・三	(店員給料其他雜給)
	販 賣 費	〇・六	(旅費、廣告費、交際費等)
	資 金 利 子 費	〇・五	(工場其他固定資本金子)
	雜 費	〇・三	
計		八・六	
収入の部	酒 代	一・六	
	小 米 代	〇・四	
	空 俵 及 細 代	〇・六	
	糠 代	〇・四	
計		三・〇	
差引原價		八・〇	

第二表の示すが如く、清酒の原價の最も重要な部分を占むるものは、原料米と清酒造石税との二つであつて、他は微々たるものである。特に世界大戰前迄は、酒糟、俵、抜き細、小米、糠等の所謂「落ち物」の收入が相當にあり、これのみにて勞賃其他の諸経費を支辨するに充分であつた。世界大戰以後は、第三表に示すが如く、勞賃が非常に騰貴せしに、「落ち物」の方は其割に値上りせざりし結果として、その事情は可なり變動したのである。

第三表 灘五郷酒造雇人一日賃金表 (附酒糟値段) (西宮稅務署調査)

年度	頭衛門		配廻		道具廻		上人		中人		下人		飯焚		平均		酒焚		桶洗		清酒糟	
	元	銭	元	銭	元	銭	元	銭	元	銭	元	銭	元	銭	元	銭	元	銭	元	銭	元	銭
明治三十六年度	一四	銭	三	銭	一	元	八	銭	一	元	三	銭	一	元	三	銭	三	元	三	元	三	元
同 三十七年度	一四	銭	三	銭	一	元	八	銭	一	元	三	銭	一	元	三	銭	三	元	三	元	三	元
同 三十八年度	一六	銭	三	銭	一	元	八	銭	一	元	三	銭	一	元	三	銭	三	元	三	元	三	元
同 三十九年度	一六	銭	三	銭	一	元	八	銭	一	元	三	銭	一	元	三	銭	三	元	三	元	三	元
同 四十年度	一六	銭	三	銭	一	元	八	銭	一	元	三	銭	一	元	三	銭	三	元	三	元	三	元
同 四十一年度	一六	銭	三	銭	一	元	八	銭	一	元	三	銭	一	元	三	銭	三	元	三	元	三	元
同 四十二年度	一六	銭	三	銭	一	元	八	銭	一	元	三	銭	一	元	三	銭	三	元	三	元	三	元
同 四十三年度	一六	銭	三	銭	一	元	八	銭	一	元	三	銭	一	元	三	銭	三	元	三	元	三	元
同 四十四年度	一六	銭	三	銭	一	元	八	銭	一	元	三	銭	一	元	三	銭	三	元	三	元	三	元
大正元年度	一六	銭	三	銭	一	元	八	銭	一	元	三	銭	一	元	三	銭	三	元	三	元	三	元
同 二年度	一六	銭	三	銭	一	元	八	銭	一	元	三	銭	一	元	三	銭	三	元	三	元	三	元
同 三年度	一六	銭	三	銭	一	元	八	銭	一	元	三	銭	一	元	三	銭	三	元	三	元	三	元

年度	酒類						
	頭橋門	醜廻	消具廻	上人	中人	下人	飯焚
大正四年度	三錢	三錢	二元	六錢	三錢	三錢	六錢
同五年度	三錢	三錢	二元	六錢	三錢	三錢	六錢
同六年度	四錢	四錢	二元	六錢	三錢	三錢	六錢
同七年度	九〇	〇	七錢	七〇	六錢	五錢	七錢
同八年度	一四〇	三四	二八	一三	九	八	一三
同九年度	一三〇	一三〇	一三〇	一〇〇	八	七	一四
同十年度	一五	一五	一三	一三	一〇	九	一五
同十一年度	一四〇	一四〇	一四	一〇	八	七	一三
同十二年度	一四〇	一四〇	一四	一〇	八	七	一三
同十三年度	一四〇	一四〇	一四	一〇	八	七	一三
同十四年度	一四〇	一四〇	一四	一〇	八	七	一三

第三表にては、支出の部の勞賃と収入の部の糟代とを比較したのであるが、雜費が追々嵩んで行く事は一般の趨勢と云ふ事が出来る。其結果、従來は清酒一石の原價を計算するに際し、

$$\text{清酒一石の原價} = \text{玄米一石の價} \times 80\% + \text{酒造税一石當り}$$

なる玄米八掛の式を採用してゐたのに、近頃では次の

$$\text{清酒一石の原價} = \text{玄米一石の價} \times 100\% + \text{酒造税一石當り}$$

玄米十掛の式に改める様になつたのである。灘の或大酒造家及び伏見稅務署管内の二つの例によると、第四表を得る事が出来る。

第四表 桶元原價及び玄米價格表 (附酒造税との關係) (西宮、伏見兩稅務署調査)

年 度	酒造税	桶元原價 一石平均値段	玄米上中下		桶元原價 一石平均値段	普通玄米 一石値段	酒造税
			一石平均値段	一石平均値段			
明治三十八年度	一六・六〇	三・〇〇	二・九	二・九	一〇	四	一〇
同三十九年度	一六・六〇	三・二六	一・四六	一・四六	一〇	四	一〇
同四十年年度	一六・六〇	三・〇五	一・六三	一・六三	九	四	一〇
同四十一年年度	一六・六〇	三・三五	一・五八	一・五八	九	四	一〇
同四十二年年度	一六・六〇	三・八〇	一・三七	一・三七	九	四	一〇
同四十三年年度	一九・六〇	三・四四	一・三六	一・三六	九	四	一〇
同四十四年度	一九・六〇	三・八一	一・七〇	一・七〇	八	四	一〇
大正元年度	一九・六〇	三・〇六	二・〇四	二・〇四	八	四	一〇
同二年度	一九・六〇	三・〇三	二・三	二・三	八	四	一〇
同三年度	一九・六〇	四・三〇	一・五〇	一・五〇	三	四	一〇
同四年度	一九・六〇	三・六三	一・四三	一・四三	九	四	一〇
同五年度	一九・六〇	三・七〇	一・四八	一・四八	八	四	一〇
同六年度	一九・六〇	三・九〇	一・九三	一・九三	八	四	一〇
同七年度	一九・六〇	三・九〇	三・四	三・四	七	四	一〇
同八年度	一九・六〇	三・八〇	三・四	三・四	七	四	一〇
同九年度	二・八五	六・三三	六・三	六・三	一〇	七	六
同十年度	三・三三	三・三	三・三	三・三	七	六	六
同十一年度	三・三五	七・〇九	三・六	三・六	七	六	六

一石平均値段 一石平均値段 一石平均値段 一石平均値段 一石平均値段 一石平均値段 一石平均値段

論叢 酒税の轉嫁を論ず

第二十三卷 (第三號 五一) 四〇一

灘

伏見

	酒造	一桶元原價	芝米上中下	酒造一箇樽	桶元原價	普通芝米	酒造一箇樽
	石	一石平均値段	一石平均値段	米一箇樽	一石平均値段	一石値段	米一箇樽
大正十二年度	三〇・六元	六四・四元	三三・八元	六元	七四・一五元	三〇・七元	二元
同十三年度	三〇・六元		三三・八元	六元	七四・一五元	三〇・七元	二元
同十四年度	三〇・六元		三三・八元	六元	七四・一五元	三〇・七元	二元

第四表の數字は前掲の公式を證明するに充分なる數字材料を與へてゐないが、少くとも原料米以外の生産費が相對的に増加した事は意見の一致する所である。原價計算が時代と共に變つて來た事は、酒造税轉嫁の上に或種の影響を與ふるものである。

第四 轉嫁と生産過程の一

以上は清酒そのもの、生産費即ち桶元の原價について觀察を進め、米價と酒税が重要な地歩を占めてゐる事及び原價計算の變遷を明かにしたのである。然し清酒なるものは液體であるから、商品としての清酒の原價を考へる爲めには、これが包装費其他の附帶費を計算する必要がある。附帶費なるものが桶元原價と如何なる割合にありやを、十駄について調べて第五表を得たのである。

第五表 東京精出清酒原價表

(イ) 桶元原價 (十駄當り) (西宮酒造會社調査)

飛切極上上々上中平均

明治三十五年	二六・三〇	一七・七	一八・三	一八・〇	一七・四	一六・四
同 三十六年	二四・六七	二四・五	二〇・二	一九・六	一八・八	一六・九
同 三十七年	三六・三	二八・三	一九・五	一九・〇	一八・六	一六・九
同 三十八年	三八・九五	三六・七	二五・六	二七・三	二五・七	二四・四
同 三十九年	二五・八九	二四・四	二二・三	二二・六	二二・五	二二・三
同 四十一年	二六・九四	二五・二	二二・九	二二・七	二二・五	二二・〇
同 四十二年	二八・九五	二七・五	二四・五	二四・六	二四・三	二二・〇
同 四十三年	二七・〇八	二六・七	二四・三	二四・八	二四・〇	二二・八
同 四十四年	二七・二四	二四・四	二四・三	二四・六	二四・〇	二二・九
大正元年	二九・七五	二八・二	二四・七	二四・〇	二三・八	二二・四
同 二年	三〇・五六	二九・三	二四・二	二四・七	二三・八	二二・四
同 三年	三三・一〇	三二・三	二八・二	二八・四	二八・〇	二六・一
同 四年	二七・九・四	二六・三	二五・八	二五・八	二五・六	二三・八
同 五年	三〇・三二	二八・七	二五・三	二五・〇	二四・〇	二二・三
同 六年	二九・〇七	二五・五	二四・六	二四・三	二三・六	二二・三
同 七年	三六・二九	二六・五	二四・〇	二四・〇	二三・七	二二・三
同 八年	四九・四	三八・一	二六・九	二六・九	二六・三	二四・〇
同 九年	七四・八四	四三・九	三六・六	三六・二	三五・九	三三・〇
同 十年	五五・〇七	四九・九	三五・二	三五・二	三五・二	三五・六
同 十一年	七四・四	五八・四	四二・四	四二・四	四二・四	四二・四

論叢 酒税の轉嫁を論ず

第二十三卷 (第三號) 五三 四〇三

年	飛切極上		上々		上		中		次	
	飛切極上	上	上	々	上	中	中	平	均	
大正十二年	六五・七九 ^四	四九・七六 ^四	四九・七八 ^四	四〇・三二 ^四	三三・九元 ^四	四七・〇一 ^四				
明治三十八年	八八・八〇 ^四	七三・四〇 ^四	六六・四五 ^四	六三・〇三 ^四	五〇・六〇 ^四	五〇・三〇 ^四				
同三十九年	九〇・一五	七三・六五	六九・七五	六六・四五	五九・九〇	五四・二五				
同四十年	九三・五	七六・三	六九・四	六六・〇〇	五四・〇〇	五〇・七五				
同四十一年	一〇三・三〇	八五・八	七六・七	七三・五〇	六〇・五〇	五五・三				
同四十二年	九七・九〇	八二・八	七四・〇五	七〇・二五	六二・二五	五五・二〇				
同四十三年	九八・六五	八二・六	七四・八	七〇・三〇	六二・二五	五二・六				
同四十四年	一〇四・八	八六・一五	七六・九	七三・〇	六二・一〇	五〇・〇〇				
大正元年	一五・六五	九四・三	八二・四	八二・四	七六・〇〇	六二・八				
同二年	一八・五	九三・一五	八四・二五	七六・四五	六九・四五	五九・四五				
同三年	二四・七〇	九〇・三	八〇・一〇	七三・五五	六六・八	五三・〇				
同四年	二〇・六	八六・五	七三・三〇	七〇・五五	六四・八	五三・〇				
同五年	二三・八〇	九三・三	八三・三	七三・〇	六三・八	五三・〇				
同六年	一〇・五〇	一八・五	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	九三・〇五				
同七年	一〇・四	一七・九	一四・八五	一四・三〇	一四・九〇	一三・八〇				
同八年	二七・三	二四・二	一九・六〇	一八・九〇	一七・三〇	一七・三〇				
同九年	四九・三	三四・〇	三二・三〇	三二・九	二九・六	二九・六				

(口) 附 帶 費 (下駄當り) (西宮酒造會社調査)

同	十	年	四四・二四	三三・〇〇	三四・五五	二四・四五	一八・五〇
同	十	一	四四・九六	三六・〇〇	三六・〇六	三三・四〇	一九・六〇
同	十	二	四八・〇〇	三六・〇〇	三九・〇〇	三六・六〇	一九・六〇
同	十	三	四六・五五	三七・五五	三三・〇八	三〇・〇五	二〇・四五
同	十	四	四一・三〇	三三・三〇	二七・〇〇	二二・三〇	二〇・三〇

第五表の桶元原價と云ふのは、生産費、酒税の兩者を包含し、倉庫借料、酒税以外の税金、營業費及び貯藏減量は除外したのである。附帶費と云ふは、樽代、荷造費、運賃、倉敷、東京の酒問屋に支拂ふ口錢をさすのである。世界戰爭當時の如き、樽代が非常に昂騰し、酒造家は酒税よりも寧ろ樽代を顧慮せねばならなかつた例もある。故に附帶費の問題は原價計算に於ては、可なり重要な地位を占めてゐる。第五表の桶元原價及び附帶費を第六表の東京積出清酒賣捌値段と對照すると、酒造家の純益を計算する事が出来るのである。

第六表 東京積出清酒賣捌標準値段表 (十駄當り)(西宮稅務署調査)

年	飛切	極上	上々	上	中	次
明治三十五年	三三・九一	二九・〇〇	二七・〇〇	二五・〇〇	一八・三三	一四・三三
同 三十六年	三〇・〇〇	二五・〇〇	二三・〇〇	二二・〇〇	一五・〇〇	—
同 三十七年	二九・〇〇	二三・〇〇	二二・〇〇	二〇・〇〇	一五・〇〇	一四・〇〇
同 三十八年	四四・五七	三三・〇〇	三〇・七六	二五・一三	二二・〇七	二〇・三三
同 三十九年	四四・三〇	三三・〇〇	三〇・三〇	二七・〇〇	二二・六六	二〇・三〇

ついで説明する、一方に於て、賣捌値段から附帯費を差し引きそれを十駄(八石二斗)で割ると一石當りの清酒賣捌値段を得るのである、他方に於て、桶元原價を十駄(七石三斗)で割り、七%の貯藏減を顧慮し、一石當り清酒の原價を見るのである。この賣捌値段と原價とを比較して、酒造家の損益を計算する事が出来る。其他の場合に於ては、賣捌値段の十駄の數字が異つてゐたり(極上にては八石一斗、上々、上、中には八石) 割水を顧慮する必要がある(上は一割の割水、中は一割五分の割水)、多少修正を加へたが、大體に於て飛切の場合の計算方法を其備用ひる事が出来る。かくして第七表に東京積荷清酒代純益表を得たのである。

第七表 東京積出清酒純益表 (一石當り) (△損失)

年	飛切		極上		上		上々		上		中	
	原價	損益	原價	損益	原價	損益	原價	損益	原價	損益	原價	損益
明治三十八年	九・五四	三・三三	△	三・〇三	△	二・四六	△	三・五四	△	三・五四	△	三・五四
同三十九年	六・四	〇・〇七	△	二・六二	△	〇・四五	△	四・九	△	四・九	△	四・九
同四十年	七・七七	三・〇〇	△	二・五三	△	三・八〇	△	五・二四	△	五・二四	△	五・二四
同四十一年	六・〇七	一・六三	△	一・八二	△	〇・七〇	△	六・一一	△	六・一一	△	六・一一
同四十二年	二四・八三	二・三六	△	二・二〇	△	五・〇二	△	八・六六	△	八・六六	△	八・六六
同四十三年	二・六〇	七・一四	△	一・五九	△	一・一五	△	〇・八	△	〇・八	△	〇・八
同四十四年	三・四〇	八・三〇	△	三・四六	△	三・〇三	△	〇・五	△	〇・五	△	〇・五
大正元年	一〇・二六	六・七七	△	一・四	△	二・〇九	△	二・九	△	二・九	△	二・九
同二年	九・六四	三・八三	△	一・八	△	三・〇五	△	五・八	△	五・八	△	五・八
同三年	二・八五	二・〇九	△	七・三六	△	〇・三五	△	二・三	△	二・三	△	二・三

	同 四 年	同 五 年	同 六 年	同 七 年	同 八 年	同 九 年	同 十 年	同 十 一 年	同 十 二 年
飛									
切	一六・四〇	一四・三三	一七・五七	一五・九五	二二・九三	八・七四	二四・三九	〇・四三	一六・八七
上	九・五三	九・四九	二・七三	一三・六四	一七・八〇	一四・二七	一八・一三	一四・三三	一六・三三
上									
上	三・二八	一・六二	四・七二	四・七〇	一七・四四	一五・六六	二二・九二	二・三三	
上									
中	△ 〇・五五	△ 一・六四	△ 二・七〇	△ 三・三四	△ 八・七五	△ 六・八四	△ 一・六九	△ 二・二五	△ 五・六五
中									
中	△ 三・四〇	△ 二・二二	△ 〇・六六		△ 四・二四			△ 一・七八	△ 〇・六六

東京積出清酒の場合、清酒の生産過程に於ける原價計算を凡て網羅したものであるから、これを標準として生産過程の全體に通ずる結論を與へる事は決して不自然であるまい。第七表の東京積出清酒純益表の數字に基き、清酒造石税の轉嫁と生産過程との關係につき、次の如き斷定を下す事が出来る。

一、純益の多少は年度により非常に異つてゐる。損失を蒙る年もあり巨利を博する事もあり、結局約十年すれば正常の利益を収める事が出来ると云ふ意味からして、十年帳尻なる用語が商家の間に行はれてゐるが、酒造業は恰も其適例である。

二、上等品になる程純益が多く、下等品に至りては純益少きのみか往々にして損失さへも齎すのである。これ上等品と下等品とが、その賣捌値段に於ては著しき差あるに拘らず、その生

産費には大差が無いからである。而してこれが原因としては、清酒造石税が上等品と下等品とを區別せずして單純なる従量税を採用してゐる事をも數へねばならぬ。これ「元を一割張りこめば二割とれる」の原則が行はれる所以である。

清酒の生産過程を見るに、酒造家は、年度の如何によりて或時は轉嫁以上の利益を收め、或時は轉嫁すべき筈の酒税の一部又は全部を自ら負擔さへもしてゐる、同時に上等品にて巨利を占め、下等品にては轉嫁を斷念するのみか常に損失迄も負擔してゐるのである。或大酒造家の營業報告に現はれたる此現象は、程度の差こそあれ、我國全體の酒造業の生産課程に適用せられてゐるのである。要するに、酒税轉嫁の第一歩たる生産過程に於て已に、轉嫁なるものが決して機械的のものにあらず複雑極りなき他の要素に支配せられ影響せられてゐる事を示してゐる。酒税の轉嫁と流通過程との關係については、更に項を新たにして之を論ずる。(未完)